

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所 所在地	営業所名 所在地	営業所 所在地	処分 年月日	処 分 内 容	主 違 反 の 条 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道 運輸局 管内累積点数
1	しすお建設運輸株式会社 (法人番号6450001007588) 代表者山中和彦	北海道士別市東2条北3丁目17	本社営業所	北海道士別市東2条北3丁目17	2024/1/25	輸送施設の使用停止(265日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他10件	令和5年7月24日及び令和5年8月28日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運賃及び料金、運送約款等の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)日常点検の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	27	27
2	有限会社新和物流(法人番号1460102007391) 代表者島田和弘	北海道帯広市西17条北2丁目22番16号	本社営業所	北海道帯広市西22条北1丁目12番25号	2024/1/25	輸送施設の使用停止(65日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他8件	令和5年8月24日及び令和5年9月5日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車庫庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	7	7

